

〔別 紙〕
様式 1

事 業 報 告 書
(自 令和 5 年 4 月 1 日 至 令和 6 年 3 月 31 日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人 尚愛会

- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☒ 出資持分なし ☐ 出資持分あり)
 ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人
☐ 出資額限度法人 ☒ その他
 ③ ☒ 基金制度採用 ☐ 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 鹿児島県 鹿児島市 山之口町 8-1

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 昭和 57 年 3 月 30 日

(4) 設立登記年月日 昭和 57 年 4 月 6 日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長		
理 事		
同		
同		
同		
同		
同		
監 事		
同		
評 議 員		
同		
同		

注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第 4 2 条の 3 第 1 項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第 4 7 条第 1 項参照)

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第 4 9 条の 4 参照)

2 事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

(2)

種類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
病院	小田原病院	4610115851	鹿児島県鹿児島市山之口町8-1	一般病床44床
	隼人尚愛会病院	4611910607	鹿児島県霧島市隼人町小田木屋原240	一般病床55床
	西田橋小田原病院	4610112031	鹿児島市平之町1-27	一般病床51床
介護医療院	西田橋介護医療院	46B0100059	鹿児島市平之町1-17	60人
	介護医療院悠愛	46B1200015	鹿児島県霧島市隼人町小田木屋原245	25人

注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。

3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考
居宅介護支援事業所にここ	鹿児島県鹿児島市加治屋町5-5	
居宅介護支援事業所隼人塚	鹿児島県霧島市隼人町小田木屋原240	
地域型在宅介護支援センター隼人塚	鹿児島県霧島市隼人町小田木屋原240	
訪問介護		

介護予防訪問介護又は介護保険法に基づく第1号訪問事業		
【霧島市からの委託管理】		
小田原病院通所リハビリテーション	鹿児島県鹿児島市山之口町8-1	
介護付有料老人ホーム悠楽館	鹿児島県霧島市隼人町小田木屋原220	
隼人尚愛会病院通所介護事業所	鹿児島県霧島市隼人町小田木屋原252	
認知症対応型通所介護事業所ひだまり	鹿児島県霧島市隼人町小田木屋原252	
霧島市介護予防拠点そよかぜ	鹿児島県霧島市隼人町小田木屋原252-2	

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

- (3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和5年5月30日 令和4年度決算の決定

注) (5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

- (5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

該当なし

注) 医療機関債の発行総額、申込単位、申込期間、利率、払込期日、資金使途、償還の方法及び期限を記載すること。なお、発行要項の写しの添付に代えても差し支えない。

医療機関債を医療法人が引き受けた場合には、当該医療法人名を全て明記すること。

- (6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

該当なし

注) 1. 医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。

2. 購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。

なお、契約書又は債権証書の写しの添付に代えても差し支えない。

(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

該当なし

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

該当なし

(9) その他

注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任意)

様式 2

※医療法人整理番号

法人名 医療法人 尚愛会
所在地 鹿児島市山之口町8-1

財 産 目 録
(令和 6 年 3 月 31 日現在)

1. 資 産 額	2,086,743 千円
2. 負 債 額	2,047,504 千円
3. 純 資 産 額	39,239 千円

(内 訳)	(単位：千円)
区 分	金 額
A 流 動 資 産	543,083
B 固 定 資 産	1,543,660
C 資 産 合 計 (A + B)	2,086,743
D 負 債 合 計	2,047,504
E 純 資 産 (C - D)	39,239

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地	(□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
建 物	(□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

法人名 医療法人 尚愛会

※医療法人整理番号

所在地 鹿児島市山之口町8-1

貸 借 対 照 表

(令和 6 年 3 月 31 日現在)

(単位: 千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	543,083	I 流 動 負 債	702,734
現金及び預金	91,854	支払手形	0
医業未収金	296,806	買掛金	36,099
有価証券	0	短期借入金	528,820
たな卸資産	11,129	未払金	0
前渡金	0	未払費用	72,401
前払費用	1,390	未払法人税等	121
未収入金	0	未払消費税等	2,352
その他の流動資産	141,904	繰延税金負債	0
II 固 定 資 産	1,543,660	前受金	0
1 有 形 固 定 資 産	1,466,787	預り金	21,221
建物	1,350,201	仮受金	39,440
構築物	12,317	その他の流動負債	2,280
医療用器械備品	25,191	II 固 定 負 債	1,344,770
その他の器械備品	48,211	医療機関債	0
車両及び船舶	7,749	長期借入金	1,344,770
土地	22,235	繰延税金負債	0
建設仮勘定	0	その他の固定負債	0
その他の有形固定資産	883	負債合計	2,047,504
2 無 形 固 定 資 産	2,885	純資産の部	
借地権	0	科 目	金 額
ソフトウェア	858	I 資 本 剰 余 金	△ 129,044
その他の無形固定資産	2,027	II 利 益 剰 余 金	97,733
3 その他の資産	73,988	1 代 替 基 金	0
出資金	551	2 その他利益剰余金	97,733
奨学金貸付金	4,571	別途積立金	60,000
保険積立金	65,110	繰越利益剰余金	37,733
長期前払費用	0	III 評価・換算差額等	0
敷金	3,736	その他有価証券評価差額金	0
その他の固定資産	20	繰延ヘッジ損益	0
		IV 基 金	70,550
		純資産合計	39,239
資産合計	2,086,743	負債・純資産合計	2,086,743

(注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

2. 社会医療法人、特別医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。

法人名 医療法人 尚愛会
所在地 鹿児島市山之口町8-1

損 益 計 算 書
(自 令和 5 年 4 月 1 日 至 令和6 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		1,151,382
2 事業費用		
(1)事業費	1,172,666	
(2)本部費	0	1,172,666
本来業務事業損失		▲ 21,284
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		465,939
2 事業費用		474,552
附帯業務事業損失		▲ 8,613
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		0
2 事業費用		0
収益業務事業利益		0
事業損失		▲ 29,897
II 事業外収益		
受取利息	15	
その他の事業外収益	141,530	141,545
III 事業外費用		
支払利息	30,150	
その他の事業外費用	106	30,256
経常利益		81,392
IV 特別利益		
固定資産売却益	0	
その他の特別利益	0	0
V 特別損失		
固定資産除却損	3,261	
その他の特別損失	0	3,261
税引前当期純利益		78,131
法人税・住民税及び事業税		125
法人税等調整額		0
当期純利益		78,006

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

※医療法人整理番号

法人名 医療法人 尚愛会

所在地 鹿児島県鹿児島市山之口町8-1

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

1.不動産の賃貸料は、近隣相場を参考に決定している。

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 尚愛会

理事長 小田原 良治 殿

私は、医療法人尚愛会の令和 5 会計年度（令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 6 年 5 月 28 日

医療法人 尚愛会

監事 重久 善一